

## 答 申

### 第 1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った、特定個人の「調査の回答」について非開示としたことは妥当である。

### 第 2 諮問事案の概要

#### 1 個人情報の開示請求

異議申立人は、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定に基づき、平成20年12月11日付けで、実施機関に対し「私が『不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしなかったこと』の調査に回答した記録」の開示を請求した。

#### 2 実施機関の決定

実施機関は、開示請求に係る公文書を、行政改革課の保有する「『不適正な経理によるプール資金の実態調査について（平成18年7月11日付け、各所属長あて資金調査チームリーダー照会）』に係る特定所属の回答書」と特定したうえで、当該公文書について、条例第14条第7号に該当するとして非公開とする個人情報非開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成20年12月26日付け行第82号により異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成21年1月27日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

### 第 3 異議申立人の主張

#### 1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるものである。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

##### (1) 開示請求文書の制限

実施機関の特定した文書は、異議申立人が開示請求で求めたすべての文書ではなく、特定日付けの公文書に制限をしている。

請求対象となるすべての文書を対象公文書として開示すべきである。

##### (2) 非開示決定理由

異議申立人が請求しているのは、「異議申立人自身が回答した書類」である。異議申立人が作成し、元々知っている情報を確認するためであり、非開示理由は存在しない。

本人から発した、本人が既知の情報を本人に伝えることが実施機関の将来の同種の事務事業に支障が出ることについて、実施機関は理論的に説明すべきである。

##### (3) 個人情報の漏えい

実施機関は、異議申立人が回答した文書の存否を人事委員会へ開示している。この

ことから、本件処分では、(異議申立人が回答しなかった文書について)存在しないことを開示することが妥当であり、仮に本件処分が適切であれば、異議申立人が回答した文書の存否を人事委員会へ開示した行為は、個人情報保護条例に抵触する行為である。

(4) 正当性の証明のための開示義務

異議申立人の回答が誤って伝えられた、あるいは処分者が異議申立人の回答を捏造したことにより、異議申立人は処分された可能性があるが、これを検証するには、個人情報開示請求以外に方法が無く、処分者は正当性を明らかにするために開示をしなければならない。

#### 第4 実施機関の主張

実施機関が非開示決定理由説明書及び口頭意見陳述において主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 本件公文書について

本件公文書は、平成18年7月に、岐阜県職員組合に県の不正な経理によって捻出された資金が存在することが発覚したことを契機に設置された資金調査チームが、書面により現在及び過去の不正資金の保有状況や資金作り全般等の情報について、職員等から報告を求めた際の回答書のうち、異議申立人が所属長として回答を行った特定所属に係るものである。

2 本件処分について

(1) 条例第14条第7号該当性について

本件公文書には、岐阜県庁において発生した不正経理の実態の解明を目的として実施した調査に係る情報が記載されており、これは回答を行った異議申立人に関する情報であるとともに、当該調査を実施した県が行う事務に関する情報である。

当該情報を開示することにより、公表しないことを前提に自らの不利益な事実を申告した多数の職員との間の信頼関係を損ない、将来の同種の事務事業の実施の目的が損なわれ、または将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な実施に著しい支障が生じるおそれがあることから条例第14条第7号(事務事業情報)の規定に該当し、非開示とした。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 開示請求文書の制限

異議申立人が提出した個人情報開示請求書の記載内容は、「私が『不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしなかったこと』の調査に回答した記録」であり、異議申立書においても同様の記載がなされている。

不正資金に関する調査は、複数実施されているが、異議申立人が実際に回答した調査は、特定した公文書に関する調査以外に該当はない。

条例第13条第1項の規定により、開示請求の対象となるのは、実施機関が保有する公文書に記録されている自己の個人情報であるので、異議申立人が回答した文書を特定すれば、開示請求の趣旨を満たすこととなる。

よって、異議申立人が開示請求された文書を制限しているという主張は、根拠がなく、実施機関は適正に文書の特定を行っている。

イ 非開示決定理由

本件公文書に記載された情報は、異議申立人の個人情報であるとともに、異議申立人が所属長として所属の状況を調査した結果としての、所属内職員の個人情報の集積である。

この二つの情報は不可分であり、異議申立人の個人情報を開示しようとする、所属長として職務上知り得た所属内職員の個人情報も開示することとなるため、異議申立人の個人情報が記載されている部分のみ、分離して開示することは不可能である。

本件処分における非開示決定理由は、本件公文書に記載された所属内職員の個人情報を開示する点が、条例第14条第7号に該当すると判断したものである。

すなわち、不正資金問題に関する調査は、非公開を前提として実施したものであり、当該調査結果を開示することとなれば、県における将来の事務事業で、情報提供者の真正で自主的な申告を必要とする調査等をする場合に、職員、情報提供者等が、調査文書の公開を恐れて、知り得る事実を明らかにしない結果、事実の解明に重大な支障を生じ、ひいては県民の公共の利益を害するとともに、岐阜県が適正で円滑な事務を執行することが不可能又は著しく困難となるおそれがあるためであり、これは条例第14条第7号に該当する。

また、条例第14条第7号の非開示理由において保護すべき権利利益は、異議申立人が作成し、既知であることをもって失われるものではない。

異議申立人の主張は、自己の個人情報だけに着目し、当該情報に包含される第三者の個人情報に対する侵害や、事務事業に対する支障等の重要な判断要素を見落としており失当であり、実施機関が条例第14条第7号の規定により非開示とした判断は妥当である。

#### ウ 個人情報の漏えい

本件公文書は、岐阜県庁において発生した不正経理の実態の解明を目的として実施した調査に係る情報であり、当該調査の目的には、実態の解明による事後の対応も含み、職員の処分も当然含まれる。

よって、処分を不服とした不利益処分に関する不服申立てにおいて、県が人事委員会に対して「異議申立人の調査に対する回答の有無」を述べることは、個人情報取扱事務の目的の範囲内の行為であり、条例に抵触する行為とはいえない。

#### エ 正当性の証明のための開示義務

異議申立人は、正当性の証明のための開示義務について主張するが、個人情報の開示請求制度は、開示請求の理由や利用の目的等の個別の事情を問うものではないため、本件請求における開示決定の判断に影響を与えるものではない。

### 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

#### 1 本件公文書について

本件公文書は、平成18年7月11日付けで資金調査チームリーダーから各所属長に対して発出された「不適正な経理によるプール資金の実態調査について」に対して、異議申立人が特定所属の所属長として回答した回答書である。

回答書には、所属及び所属職員に関して、不適正な経理によりプールした資金の有無、内容等が記載されている。

## 2 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が、条例第14条第7号に該当するとして非開示とした本件処分の妥当性については、以下のとおり判断する。

### (1) 条例第14条第7号該当性について

#### ア 条例第14条第7号の趣旨について

条例第14条第7号本文は、県の機関又は国等の事務事業の適正な遂行を確保するため、開示することにより、当該事務事業の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがある情報については、開示しないことを定めたものである。

そして、事務事業に及ぼす支障の有無については、当該事務の内在的性格に照らして判断するものであり、「適正」の要件については公開のもたらす支障と利益を比較衡量しなければならない。また、「支障」の程度は名目的なものでは足りず、実質的なものであることが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性ではなく、法的保護に値する程度の蓋然性が要求されている。

#### イ 条例第14条第7号該当性について

本件公文書に記載されている情報は、所属における過去又は現在の不適正な経理によるプール資金の有無・内容、所属職員が不適正な経理によるプール資金の有無・内容について承知しているかどうか等であるが、これらの情報は、所属長が所属及び所属職員について調査のうえ、自らの責任において記載し、回答した情報であると認められる。

このことから、異議申立人は、本件公文書は異議申立人自身が回答した書類であり、記載された情報は既知であり、非開示理由は存在しないと主張する。

しかし、本件公文書記載の情報は、異議申立人が回答した個人情報といえる一方、調査に協力した所属職員の個人情報の集積の結果が記載された情報ともいえ、2つの情報は不可分であると認められる。

一方、資金調査チームによる不適正な経理によるプール資金の実態調査は、岐阜県庁において発生した不正経理の実態の解明を目的として実施されたものであり、資金調査チームから調査対象者に発出された依頼文書には、不適正な経理によるプール資金の問題が、県政への信頼にとって大変重大かつ深刻な問題であり、県の自浄能力が強く問われており、真摯にしっかり対応し、県民に事態を明らかにしなければならないこと、不適正な経理が組織的に行われていた可能性があり調査を進めるものであること、調査に対して真正な回答を行わない場合には、個人的な責任も問う可能性があること等が記載されている。

また、諸般の事情により本調査で報告し難い場合は、職員から個別に情報提供を受けることも記載されている。

このことから、不正経理の実態の解明には、回答者の真正かつ自主的な回答が必要であることがうかがえる。

実施機関の説明によれば、本件調査は非公開を前提に実施されたものであり、自己の回答を第三者に公開されるかもしれないとするならば、自己の回答を躊躇させ、第三者に公開されても支障のない程度に事実が歪曲されるおそれがあり、当該依頼文書には、調査対象者からの回答について、明示的に非公開とする文言は記載されていないものの、回答書を非公開とすることは、回答者が真正かつ自主的な回答を行う場合の前提条件であったと解することができる。

このことは、事案について調査中の場合はもちろんのこと、事案が解明されたあとにおいても同様である。

したがって、当該情報を開示することになれば、公表しないことを前提に自らの不利益な事実を申告した多数の職員との間の信頼関係を損なうことや、将来において、職員の自主的な申告を必要とする調査が実施された場合、自己に不利益な事実が将来開示されるとの意識の下で申告することになり、正確な事実の把握を困難とするおそれがあるといえ、これらのおそれは、単なる抽象的なものではなく、蓋然性の高いものであるといえる。

また、正確な事実の把握を困難とすることから、事実の解明に重大な支障を生じ、ひいては県民の公共の利益を害するとともに、岐阜県が適正で円滑な事務を執行することが不可能又は著しく困難となるおそれもあるといえる。

そして、本件公文書記載の情報は、異議申立人が回答した個人情報としての側面と、調査に協力した所属職員の個人情報の集積の結果としての側面があり、2つの情報は不可分であるから、本件公文書は非開示とせざるを得ない。

よって、実施機関が条例第14条第7号を理由に本件公文書を非開示としたことは妥当であると判断する。

### 3 異議申立人のその他の主張について

#### (1) 開示請求文書の制限

異議申立人は、実施機関は異議申立人が開示請求で求めたすべての文書ではなく、特定日付けの公文書に制限をしていると主張する。

この点、当審査会で個人情報開示請求書を見分したところ、記載内容は「私が『不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしなかったこと』の調査に回答した記録」であり、実施機関によれば、異議申立人が回答した文書は、本件公文書以外に存在しないとのことであった。

開示請求の対象となる文書について、条例は「何人も、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書に記録されている自己の個人情報の開示の請求をすることができる。」(第13条第1項)と規定しており、実施機関が保有する公文書が開示請求の対象となる。

したがって、文書の特定は、個人情報開示請求書に記載されている「私が『不正資金の存在が内部から明らかにされるような組織、体制づくりをしなかったこと』の調査に回答した記録」に合致する実施機関が保有する文書を特定すればよく、異議申立人が回答した文書は、本件公文書以外に存在しないのであるから、実施機関は適正に文書の特定を行ったといえ、異議申立人の主張は根拠がない。

#### (2) 個人情報の漏えい及び正当性の証明のための開示義務

異議申立人は、実施機関が異議申立人が回答した文書の存否を人事委員会に開示しており、この行為は個人情報の漏えいであるとか、異議申立人が受けた処分の正当性を明らかにするために情報を開示しなければならないと主張するが、情報を開示するか否かは条例第14条各号の非開示事由に該当するか否かで判断すべきものであり、これらの主張は当審査会の判断を左右するものではない。

### 4 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成21年2月18日	・ 諮問を受けた。
平成21年3月9日	・ 実施機関から非開示決定理由説明書を受領した。
平成21年3月10日	・ 異議申立人に非開示決定理由説明書を送付した。
平成21年4月22日 (第24回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。
平成21年6月17日 (第25回審査会)	・ 実施機関から口頭意見陳述を受けた。 ・ 諮問事案の審議を行った。
平成21年8月19日 (第26回審査会)	・ 諮問事案の審議を行った。

(参考) 岐阜県個人情報保護審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	粟津 明博	朝日大学法学部教授	
	桑原 一男	行政書士	
	小森 正悟	弁護士	
	三井 怜子	岐阜県商工会女性部連合会理事	
会 長	森川 幸江	弁護士	

(五十音順)